

日本機械土工協会

福利厚生の共済制度・ご案内

日本機械土工協会は昭和 61 年より業界の近代化を進めるため「機械土工工事業界」の構造改善事業を実施してまいりました。構造改善事業を推進すると働く従業員にかかる負担が重くなることから、国の指導で従業員に対する福利厚生事業を実施することが義務化され、以下の事業を立ち上げ実施しています。

第二次構造改事業の福利厚生事業として、24 時間保障の団体定期保険(生命保険)を平成 7 年 10 月に立ち上げました。また、労災上乗せの業務災害補償保険(損害保険)を平成 20 年 10 月に導入し、さらに損害保険のもうひとつの柱である第三者賠償責任保険(損害保険)を平成 24 年 10 月に立ち上げました。

さかのぼって、昭和 61 年 4 月、第一次構造改善事業の中で、日本機械土工厚生年金基金を設立しました。

同基金は、リーマンショック等の時代を経て解散していく基金が多い中、平成 30 年 7 月に厚生年金部分を国に返上して、日本機械土工企業年金基金として存続し、会員企業従業員の老後の生活の安定に役立っています。

会報「機械土工」の再開にあたり、福利厚生制度を紹介していきます。
(担当・北澤)

<日機協共済制度の特徴>

団体定期保険

(生命保険)

効力発生日：令和2年10月1日
事務幹事会社：日本生命保険相互会社

24時間業務上・業務外を問わず死亡・病気やケガによる所定の高度障がいを保障します。

特徴：基本的な死亡保障保険。弔慰金財源に活用。

タフビズ業務災害

補償保険

(損害保険)

業務に起因するケガや病気により事業者が支出する費用を補償

特徴：死亡・後遺障害、入通院、手術、使用者賠償を補償、さらにはメンタルヘルス対策費用なども補償。

第三者賠償責任保険

(損害保険)

事業活動に伴うさまざまな賠償リスクを補償

特徴：対象を元請工事のみに限定することも可能。リース・レンタル建機の損害も補償。

※各制度の詳細についてはパンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等を必ずご確認ください。

企業年金基金

公的年金に加えて、年金または一時金の給付を行い生活の安定を図ります。(日本機械土工企業年金基金)

特徴：経営事項審査制度の加点対象。